



平成30年3月1日

我孫子市少年センター便り第152号

我孫子市少年指導員連絡協議会 会長 飯山初美

我孫子市 少年センター センター長 横山悦子

電話 7185-1367 FAX 7182-5867

きずな



「うれしいお知らせ！」



昨年11月29日(水)厚生労働省・千葉県主催の「平成29年度麻薬・覚せい剤乱用防止運動千葉県大会」が開催され、長年にわたり薬物乱用防止啓発運動でご活躍された、我孫子中学校区の少年指導員でもある柴沼ひろ子さんが、厚生労働大臣より表彰されました。

また、私たち我孫子市少年指導員連絡協議会の活動に対しても、1月25日(木)我孫子警察署長より感謝状を頂きました。私たち少年指導員もこれを励みに今後も邁進していきたいと思ひます。



我孫子市マスコットキャラクター
「手賀沼のうなぎちゃん」

少年指導員のつぶやき

保護者や地域の方には、子どもたちを見守っていただき、感謝しています。

私は、少年指導員を引き受けて4年目となりました。パトロールをしていると、我孫子市は治安が良く、住みやすい街だなと感じます。パトロール中出会った地域の方から「寒い中ご苦労様です」と声をかけていただくことも少なくありません。パトロール中出会う子どもたちは、私たち指導員の声かけにも嫌な顔一つせず、素直に話を聞いてくれます。

見知らぬ地域の方からの挨拶や子どもたちの素直な反応は、とても新鮮で励みになります。これでまた「地域の絆が深まったな」と感じます。

これからも「愛の一声」を増やして「問題が起きてから」ではなく「問題を未然に防げる」ような、住みよい街にしていきたいと強く感じています。

我孫子市を愛し、子どもたちの成長を見守っていききたいと思ひます。

我孫子第四小学校 萩 翔太郎

私は、湖北地区で少年指導員としてこれまで活動してきて、地域の方の温かさを感じています。一緒にパトロールしている方とお話しをさせていただくと、日ごろから子どもたちの姿をよく見ていただいていることが伝わってきて、とてもありがたく思ひます。

湖北地区で、パトロールをしているも、最近ほとんど子どもたちの姿を見かけることはありません。公園や店の前は、とてもきれいに使われています。ただ、街灯も少なく暗い道もあるので、パトロールの大切さを感じています。

子どもたちが、安心してこの地区で生活できるのは、少年指導員をはじめ、地域の方々の見守りのおかげです。

私も教員として、そのありがたさを感じながら、子どもたちの安全安心のために、がんばっていききたいと思ひます。

湖北小学校 佐々木 佑崇

29年度 市内街頭指導での少年の行為・学識別状況

いちばん多いのは「帰宅指導」です。欄外※の昨年同月に比べて大幅に減少しています。

区別	種別		小学生		中学生		高校生		他学生		その他 (勤労少年) (無職少年)		合計	合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
帰宅指導	6	7	9	8	11	7	0	0	0	0	26	22	48	
自転車二人乗	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	
自転車無灯火	1	0	1	0	3	0	2	0	2	0	9	0	9	
その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	
合計	8	8	10	8	15	7	2	0	2	0	37	23	60	
29年度合計	16		18		22		2		2		60		60	

※28年度合計 (23 55 52 0 3 84 49 133)



安全にインターネットを利用しよう!



子ども達のインターネット利用により、有害サイトへのアクセスやトラブルに巻き込まれるなど、問題が生じることがあります。また、安易な利用により、被害者だけでなく、加害者になってしまうことがあります。子どもが安全に安心してインターネットを利用するために、保護者ができることを再度確認しましょう。

☆家庭のルールを作りましょう

日頃から家庭でコミュニケーションをとり、ご家庭の利用状況に合わせたルールを、子どもと一緒に作りましょう。

- ・利用する場所や時間を決める
- ・個人を特定される情報を書き込まない

☆フィルタリングを必ず利用しましょう

子どもに機器を持たせる前に、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能を設定しましょう。

特にスマートフォンは、インターネットに接続する方法が複数あり、携帯電話回線、無線回線(Wi-Fiなど)アプリによる接続のそれぞれに対応するフィルタリングが必要です。

携帯ゲーム機や音楽プレーヤーなどインターネットに接続できる機器が増えています。対応するフィルタリングを設定するなどして、保護者が適切に管理しましょう。

☆機器の購入時に、販売店やメーカーにお問い合わせください。

☆フィルタリングの利用は、保護者の責務とされています。

(青少年インターネット環境整備法6条)

☆インターネット接続機器を、適切に管理することにより、子どもを有害情報から守ることは保護者の責務です。

(千葉県青少年健全育成条例第23条の5)

近年、子どもたちを取り巻く環境は、ものすごい勢いで変化しているように感じます。

今回、インターネットを利用する子どもを、サイバー犯罪やトラブルから守る手立てを、少しでも皆さんに伝えようと、試行錯誤を繰り返し記事をまとめました。

親子で正しいインターネットの使い方と、家族みんなで知っている情報の共有を、今一度考えてみてはどうでしょうか。いろいろと意見はあると思います。「困ったときは一人で悩まないで家族に相談!」を合言葉に、子どもたちを見守っていきたいと思います。

我孫子中区 山田あかね



編集後記